転入予定者受付票

とっとり安心ファミリーシップ制度実施要綱の規定に基づき、次のとおりとっとり安心ファミリーシップ制度に基づく届出書を受け付けました。

受付年月日			年			月	日			
受付番号		第	第			号				
転入予定者	氏名 (通称名)					氏名 (通称名)				
	生年月日	年	月	В		生年月日	年	月	Н	
	住所					住所				
	氏名					氏名				
	生年月日	年	月	В		生年月日	年	月	Н	
	住所					住所				
	氏名					氏名				
	生年月日	年	月	日		生年月日	年	月	日	
	住所					住所				
その他										
午	Н									

鳥取県内に転入された場合は、本票に県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添付して、 下記の期限までに担当課へ提出してください。

提出は、郵送によって行うことができます。

また、直接提出することもできますが、その場合はあらかじめ担当課へご連絡ください。

提出期限 年 月 日

「転入予定者受付票」の提示を受けた皆様へ

鳥取県では、県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップルが互いを人生のパートナーとして認め合い相互に協力し合う関係又はその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、行政サービス等を利用できる「とっとり安心ファミリーシップ制度」を導入しています。

この「転入予定者受付票」は、鳥取県内への転入を予定している県外在住者でこの制度の利用を希望される方が転入するまでの間発行しているものです。この受付票の所持者が県内の不動産物件等の契約をしようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者の皆様へ提示することがあります。提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いします。

また、表面に記載されている本制度を利用される予定の方の個人情報は、本人の同意なく口外しないでください。

担当課(問合せ先)

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課住 所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地電話番号 0857-26-7121